

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められている。

加えて、多発する大規模災害への対応なども求められる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、現場の疲弊は深刻化している。

政府は、令和9年度までの予算編成に関し、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないように確保するとしてきた。

令和8年度地方財政計画では、物価高や人件費の増大への対応が図られたところであり、令和9年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会全体で求められている賃上げ基調を踏まえた人件費を地方財政計画に確実に計上するなど、地方財政の充実・強化を図るよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材の確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間における財源の偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政に影響がでないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその財源を確保すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。
- 6 令和9年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。併せて、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講ずること。
- 7 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を確保すること。また、マイナンバーカ

ードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

- 8 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、より一層の施策の充実を図ること。
- 9 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講ずること。
- 10 自治体を実施する事業において、労務費等の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。
- 11 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。また、本年度の地方交付税算定に令和7年国勢調査人口を用いることによる影響を、最小限に抑える措置を講ずること。
- 12 令和7年国勢調査に伴う過疎地域指定の拡大や、過疎地域での事業需要の増加を踏まえ、過疎対策事業債の必要額を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長